

騒音計	基準静電型マイクrohホン	波高率五の電気信号の実効値電圧が測定できるもの	次のいずれかに該当すること。 一 学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校における理学科又は工学の課程を修めて卒業した者で、騒音計の検査に一年以上従事した者 二 研究所の一般計量教習以上を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 三 環境計量士(騒音・振動関係) 四 一又は二に掲げる者と同等的以上の能力を有している者と研究所理事長が認めたる者	五名
	実効値測定装置	波高率五の電気信号の実効値電圧が測定できるもの		
計振動レベル	基準サーボ式ピックアップ			五名
	実効値測定装置			
	正弦波電気信号発生器 振動特性試験装置			
	電源ファストトランジェント試験装置 正弦波電気信号発生器 自由音場試験装置 カプラー トーンパスト試験装置 電源電圧変動試験装置			

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令
 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。
 別表第一中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。
 別表第二（第十条関係）騒音計及び振動レベル計の項を次のように改める。

自己雑音試験装置 温度特性試験装置 バースト信号 応答試験装置	日本工業規格C15117に規定する試験ができるもの
--	---------------------------

附則
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十七年十一月一日から施行する。

〇経済産業省令第三十八号
 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う計量法関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
 平成二十七年四月一日
 経済産業大臣 宮沢 洋一

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う計量法関係省令の整備に関する省令（指定製造事業者の指定等に関する省令の一部改正）
第一条 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。
 第八条第二項中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

第二条 計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。
 表中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に、「第一研究部門新世代ネットワーク研究センター」を「電磁波計測研究所」に改める。

附則
 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

〇経済産業省令第三十九号
 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第十九条第四項、第三十二条第二項、第三十八条第二項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十七年四月一日
 経済産業大臣 宮沢 洋一

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
 独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
 独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。
 （監査報告の作成）
第一条の二 情報・研修館に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。